

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策国内制限措置

(3月20日午前6時から3月29日午前6時まで有効)

	レベル B (危険レベル)	レベル C (高危険レベル)
対象地域	レベル C 以外のすべての地域	アッティカ県、エトロアカルナニア郡、アハイア郡、ビオティア郡、エヴリア郡(スキロス市を除く)、フシオティダ郡、エヴリタニア郡、アルゴリダ郡、アルカディア郡、コリンシア郡、セスプロティア郡、テサロニキ郡、ハルキディキ郡、イラクリオ郡、レスボス郡、ザキントス郡、ミコノス郡、カリムノス市、ヒオス市、レシムノ郡アノヤ市、イオアニナ市、メツォボ市、カテリニ市、スキアソス市、レロス市、セレス郡アンフィポリ市、カルディツツァ市、カストリア市、カストリア郡オレスティダ市、コザニ郡ボイオス市ガラティニ村
マスク着用	屋外、屋内を問わず着用義務(職場を含む)	
夜間の外出禁止 ※通勤、仕事上の移動、健康上の理由による移動、ペットの散歩を目的とする外出は例外	・午後9時から午前5時までの間、原則、外出禁止	
郡外・県外移動禁止	郡外への移動禁止	アッティカ県は県外、他は市外への移動禁止
集会、公的イベント、社交行事等(屋内、屋外、公的、私的を問わない)	・禁止	

<p>公共交通機関・タクシー・自家用車</p> <p>※ 出発点が基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・交通機関内(駅内等含む)ではマスク着用義務 ・鉄道、メトロ、バス、長距離バス、観光バス、ケーブルカー等は乗客 65%まで ・自家用車・タクシー等は運転手含めて3人まで。未成年の子供が親と同乗する場合は人数制限の対象外。また、介助を要する者は付き添い1人まで可。 ・バン等は運転手含めて4人まで、未成年の子供が親と同乗する場合のみ人数制限の対象外 ・従業員の移動のための社用車等は乗員最大50%まで(職場からの・職場への移動にかぎり、雇用主の証明書等が必要) ・運転手の1人乗車、または1・2親等家族、同棲者(正式)の同乗はマスク着用義務の対象外 ・フェリーは乗客 50%、キャビン付きは 55%まで 	
<p>公共サービス(役場等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループの特別休暇等による保護に加え最大限のテレワークが義務 ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制 ・テレカンファレンス、テレ面接 ・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで 	
<p>民間企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、最大限のテレワーク義務 ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制(銀行等一部サービスを除く) ・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、最大限のテレワーク義務。サービス業はテレワーク60%の義務。 ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制(銀行等一部サービスを除く) ・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで
<p>病院・診療所等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・付き添い、訪問者は 1 人まで ・予定手術等は 80%減少(緊急手術を除く) 	
<p>学校等教育機関(幼稚園・塾等を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての教育機関(学校・塾等)の閉校・オンライン授業 	
<p>大学</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン授業(登校禁止) ・出頭による試験の禁止(一部例外あり) 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・図書室等の運営禁止 ・講演会等の禁止 	
保育園等、 幼児教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・閉校 	
バー、ナイトクラブ等、 冠婚葬祭・イベント会場等	<ul style="list-style-type: none"> ・営業禁止 	
レストラン、 カフェ等飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・店内の営業は禁止(ホテルは、宿泊客に関してのみ可能) ・デリバリー、テイクアウェイ、ドライブスルーは可(ただし、テイクアウェイ等はそれ自体を理由として外出してはならない(他の外出理由のついでに立ち寄るべきとされているため))。また、店の内外に客が留まることは禁止。 	
食料品店 (スーパー、ミニマーケット、 パン屋、肉屋等)、薬局、 クリーニング屋、ペットショップ、 ガソリンスタンド等 ※ 薬局及びガソリンスタンドの 営業時間は別枠	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ(レジ待ちの列では2m以上の間隔) ・1回の SMS 等による申告での買い物時間は2時間以内 ・買い物の距離は居住地から2キロ範囲以内、または居住地の市内のみ ・25㎡毎に1人まで ・営業時間は午前7時から午後8時半までの任意の時間 ・宅配は翌日午前1時まで ・スーパーマーケットでは電気商品、玩具、衣服等、一部商品は店内販売禁止(宅配及び CLICK AWAY は可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ(レジ待ちの列では2m以上の間隔) ・1回の SMS 等による申告での買い物時間は2時間以内 ・買い物の距離は居住地から2キロ範囲以内、または居住地の市内のみ ・25㎡毎に1人まで ・営業時間は午前7時から午後8時半までの任意の時間 ・宅配は翌日午前1時まで ・スーパーマーケットでは電気商品、玩具、衣服等、一部商品は店内販売禁止(宅配は可)

<p>小売店舗、ショッピングセンター等</p> <p>※キオスクは24時間営業可</p> <p>※ラリサ郡及びトリカラ郡ファルカドナ市に関しては、3月3日・4日の地震の影響を受けた者については例外的な措置を講じる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則 Click away だが衣服、靴屋、文具書籍店では Click inside で購入可能 ・1回の SMS 等による申告での買い物時間は2時間以内 ・買い物の距離は居住地から2キロ範囲以内、または居住地の市内のみ ・受け取りは1人のみ ・支払方法はネット支払い又はカード払い ・購入時の待つ客は9人まで、待ち時間は10分以内、列では2m以上の間隔 ・営業時間は午前7時から午後8時半までの任意の時間 ・日曜日は営業不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業禁止
<p>ライキ(朝市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ ・店は互いに5m以上の間隔を保ち、従来の路上使用面積を拡大する。面積拡大が不可能なら、出店数は50%減少。 	

理髪店、美容院、エステ等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と2m以上の間隔を保つ ・100㎡までは4人まで、100㎡以上は追加的に25㎡毎に1人ずつ追加 ・1回のSMS等による申告での散髪等は3時間以内 ・予約制 ・待合室は禁止 ・営業時間は任意で午前7時から午後8時半までの任意の時間 	
教会等、宗教施設	<ul style="list-style-type: none"> ・儀式等のための集会、個人の礼拝は可、施設内25㎡に1人、かつ最大9人まで ・3月21日、25日、26日は各市の大聖堂では25㎡に対し1人、かつ20人までを許可する 	<ul style="list-style-type: none"> ・儀式等では一般人の参加禁止 ・冠婚葬祭は9人まで(民事婚の結婚式は、儀式執行者や補助員を含む) ・個人の礼拝は、施設内に最大9人まで ・3月21日、25日、26日は各市の大聖堂では25㎡に対し1人、かつ20人までを許可する
遺跡、博物館等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内は営業禁止 ・屋外は営業可 ・周囲と1.5m以上の間隔を保つ ・10㎡毎に1人まで ・グループは3人まで、家族(配偶者、子供、正式同棲者)を除く 	
コンサート、演劇等の公演	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止(無観客の放映は可) 	
児童遊戯場(室内)	<ul style="list-style-type: none"> ・営業禁止 	
スポーツ(競技、練習等)、スポーツ施設、公園等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として競技、団体練習は禁止 ・屋外施設ではコーチを含む3人までのトレーニングのみ可 ・Super League、Basket League、Champions League & Europa League、国際競技は開催可(無観客) ・屋外スポーツ施設、公園、児童公園等は、使用すること・留まることは可。ただし、10㎡毎に1人までで、1グループ3人まで、または家族(親と子供)のみ <p>※追加的措置は下記に掲載: https://gga.gov.gr/component/content/article/278-covid/2981-covid19-sports .</p>	
スポーツジム	<ul style="list-style-type: none"> ・営業禁止 	
カンファレンス・博覧会等	<ul style="list-style-type: none"> ・営業禁止 	

【共通事項】

1 4歳以下の子供、医学的理由(呼吸器官の疾患等)のある者、1室で1人勤務の者、宗教的儀式(葬儀を含む)を執り行う者は、マスク着用義務を負わない。

2 食料品店・小売店等と同様に銀行への訪問に関しては、距離は居住地から2キロ範囲以内、または居住地の市内のみであること。

3 違反金に関しては、マスク着用義務、周囲と適した間隔(ほとんどの場合1.5m)を保つ義務、日中・夜間の外出制限・禁止、及び県・郡外移動禁止の違反については300ユーロ。その他規制の違反に関しては原則150ユーロ(個人の場合)。ただし、個人でも禁じられたイベント等を開催した場合は数千ユーロ以上となる。

4 クルーズ船の寄港は原則として禁止。クルーズ船を除くレジャー船、観光船等は寄港・出航禁止(緊急事態、給油・給水等、8m以下のボート等による釣りを除く)。